

令和4年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年9月

魚沼市農業委員会

## 令和4年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 15名 定員 19名  
欠席 4名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
	○	5	小岩孝徳	
	○	6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
	○	12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

## 令和4年度

## 第6回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年9月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 9 時 30 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  1 番 佐藤 新一 委員  2 番 浅井 典裕 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他  閉会宣言 10 時 10 分

## 令和4年度 第6回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第6回魚沼市農業委員会総会は、令和4年9月27日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

皆さん、農繁期のお忙しいところ大変ご苦勞様です。総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号5番小岩孝徳委員、議席番号6番小西正春委員、議席番号8番中澤正規委員、議席番号12番大家市衛委員の4名です。出席者数15名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第6回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は9時30分)

上村会長

(挨拶)

### 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も特に報告事項はありません。

第3地区部会員（今井 渉委員）

特に第3部会もありません。

第4地区部会副部長（浅井典裕委員）  
第4部会、特に今月はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

農業委員会だより、皆さんの手元に渡ったと思うんですが、いろいろとご協力ありがとうございました。また次回に向けての打ち合わせを総会終了後に行いますので、広報部会員の出席をお願いします。

議長（上村会長）

日程1報告事項、それぞれ報告が終わりました。内容等ご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号1番佐藤新一委員及び議席番号2番浅井典裕委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は4件、14筆、6,872.00㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定するため、第三者に売却するためとなっています。詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の説明のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は23件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し出しされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

整理番号4番・5番・11番・16番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買5件、使用貸借8件の合計13件です。

整理番号1	申請地	*****	田	352 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は高齢になり耕作することができないため、譲受人と売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、一部作業委託により耕作しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 ＊＊＊＊＊ 畑 234 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人は経営規模の拡大を図るため耕作できる土地を探していたところ、譲渡人との間でこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、一部作業委託により耕作しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ＊＊＊＊＊ 田 810 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢のため耕作することができないため、譲受人と売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、一部作業委託により耕作しており、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4番と5番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号4 申請地 ＊＊＊＊＊ 田 325 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

整理番号5 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか1筆 合計 594 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は隣接している申請地を以前から耕作しており、この度所有権移転の話がまとまり、売買の申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6番・7番・8番・9番・10番・11番・12番・13番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権再設定です。

以上、整理番号1番から13番まで議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

金井藤郎委員

整理番号1番ですが、9月18日に井川推進委員と共に\*\*\*\*\*さん、\*\*\*\*\*さん宅を個別に訪問させていただきました。\*\*\*\*\*さんの方は以前から耕作をしているというところで現地も確認してきれいに耕作をされておりました。\*\*\*\*\*さんにおきましては、家のほうに後継者がいないので、もうここで整理したいというような意向の中から話がまとまったようで、特段問題ありません。

上村喜久雄委員

整理番号2番ですが、この譲受人は従来からこの農地については耕作をしていたわけなんですけれども、農地等々のお互い整理をしようというようなことで今回この譲渡人と譲受人の話がまとまったということでございます。対価が\*\*\*\*\*万というようなことで非常に高額のように見えますけれども、2ページ目のこの地図で実はこの該当地の道路を挟んだ前が譲受人の自宅というようなことであります。本人も近場のところに農地が欲しいというようなことで、この対価の決定をするに際しましては、譲渡人と譲受人双方で相談をして決定したというようなことで、特段問題ないかと思っております。

井上 昭委員

整理番号3番ですが、9月17日に八木推進委員と一緒に\*\*\*\*\*さん、\*\*\*\*\*さん立会いの下で現地確認をしまして、お互いの了解というか話を伺いまして、適切だと判断いたしました。

今井 涉委員

整理番号4番、5番ですが、9月22日に櫻井推進委員と\*\*\*\*\*さん、\*\*\*\*\*さん、\*\*\*\*\*さんで現地にて立会い説明を受けました。耕作については\*\*\*\*\*さんがもうすでにやられているということで何ら問題ないかと思えます。

議 長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から5番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号6番から13番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から13番まで、異議なしと認め申請どおり許可いたします。



## 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1 申請地     \*\*\*\*\* 畑 97 m<sup>2</sup>  
農地区分 第1種農地  
申請人     \*\*\*\*\*  
申請概要 一般住宅敷地の拡張  
転用目的 一般住宅敷地  
判断理由 既存施設の拡張

申請地は\*\*地内の農地です。申請人は申請地を住宅敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地の一部を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号2 申請地     \*\*\*\*\* 畑 258 m<sup>2</sup>  
農地区分 第1種農地  
申請人     \*\*\*\*\*  
申請概要 事務所2階建1棟、車庫2棟及び倉庫1棟  
転用目的 事務所、車庫及び倉庫建築用敷地  
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

申請地は\*\*地内の農地です。申請人は配管業を営んでおり、申請地を事務所、車庫及び倉庫として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

上村喜久雄委員

整理番号1番ですが、9月15日に本人に面談をいたしました。一部住宅にかかっていたというようなことで申請をあげたということでございます。特に問題はな

いと思います。

菑澤芳子委員

整理番号2番ですが、9月22日に高橋推進委員と一緒に\*\*\*\*\*さんのこの事務所に行き、話を聞き現地を確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりです。本人も申請をしなかったことに対して反省しておりますし、この土地は周りの方に迷惑がかかるような状況ではありません。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさうですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は4件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	176 m <sup>2</sup>
	農地区分	第2種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場		
	転用目的	駐車場敷地		
	判断理由	中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため		

申請地は\*\*地内の農地です。申請人は申請地の隣接地に居住しておりますが、駐車場が不足しているため、申請地を取得して駐車場等として利用するため申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	畑	784 m <sup>2</sup>
-------	-----	-------	---	--------------------

農地区分 第3種農地  
 権利種別 所有権移転 売買  
 譲渡人 \* \* \* \* \*  
 譲受人 \* \* \* \* \*  
 申請概要 駐車場  
 転用目的 駐車場敷地  
 判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設  
 若しくは公益的施設が連たんしているため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は建設業を営んでおり、事業の拡大に伴い駐車場に苦慮しており、申請地を取得して、駐車場として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

整理番号3及び整理番号4番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

整理番号3 申請地 \* \* \* \* \* 田 2,938 m<sup>2</sup>  
 農地区分 農用地区域  
 権利種別 賃借権設定  
 貸出人 \* \* \* \* \*  
 借受人 \* \* \* \* \*  
 申請概要 砂利採取（一時転用）  
 転用目的 砂利採取用地  
 判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため

整理番号4 申請地 \* \* \* \* \* 田 2,982 m<sup>2</sup>  
 農地区分 農用地区域  
 権利種別 賃借権設定  
 貸出人 \* \* \* \* \*  
 借受人 \* \* \* \* \*  
 申請概要 砂利採取（一時転用）  
 転用目的 砂利採取用地  
 判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため

申請地は\*\*地内の農地です。現在周辺地域において砂利採取事業を実施しており、引き続き良質な砂利を採取するため、今回の申請があったものです。なお、3,000 m<sup>2</sup>以上の農地転用に該当しますので、10月17日に開催されます第79回常設審議委員会に諮問することとなります。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

金井藤郎委員

整理番号1番ですが、9月19日に金井推進委員と共に現地で立ち会って話を聞かせていただきました。譲受人の自宅への通路が急な坂ですから、上のほうに車を停めるのに非常に苦勞をしていたということで、今回そこに駐車場を作るということで特段問題ないと思います。

#### 浅井典裕委員

整理番号2番ですが、9月20日、私と渡邊推進委員で\*\*\*\*\*さんと\*\*\* \*\*さん当事者2名、合計4名で現場を確認して参りました。その際に、諸々の事情説明も受けてまいりました。あとは今事務局のほうから説明があったとおりです。

#### 桑原正文委員

整理番号3番、4番ですが、先月の末に\*\*\*\*\*の担当の方が私のところに見えられて、お話をさせていただきました。その後、\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんに電話で連絡をさせてもらい、間違いはないということで確認をいただきました。現地については確認してありますので、問題ないと思います。

#### 議 長（上村会長）

それでは、議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、関連があります整理番号3番、4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今回は1件、11筆、1,751.00㎡です。

整理番号1	申請地	***** 畑ほか10筆 合計1,751㎡
	新地目	原野及び山林
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和年月日不詳（約50年以上前）より耕作放棄され現在に至る。周辺は雑草雑木が繁茂、または杉林となっており、農耕車両等が進入可能な状況になく、当該土地は農地に復元できるような状態にない。また、クマの出没も確認されており、周辺環境と相まって農地としての利用は困難。

なお、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*は筆界未定地となっておりますが、令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知、非農地判断の徹底について、4現地確認が困難な土地についてに該当する土地と認められることから、一帯の状況として取り扱ったものです。

以上、現地の状況から変更に変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、詳細のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	14件
	筆数	59筆
	面積	52,888.00 m <sup>2</sup>

所有権移転	件数	1件
	筆数	1筆
	面積	3,540.00 m <sup>2</sup>

利用権設定の詳細につきましては事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、33ページ整理番号4-1をご覧ください。

整理番号4-1	所有権を移転する農用地	*****	田	3,540 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****	円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（松井事務局長）

- ・ 認定農業者会との意見交換会について
- ・ 農業祭（食まちうおぬま合同開催）について

議長（上村会長）

本日の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、集中審議・慎重審議をいただきました。これにて終了いたします。

（時刻は 10 時 10 分）

上記会議の内容は、令和 4 年度第 6 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

---

議席番号 番

---

議席番号 番

---